

東京都北区非常勤職員規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年二月十六日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区規則第三号

東京都北区非常勤職員規則の一部を改正する規則

東京都北区非常勤職員規則（昭和五十年七月東京都北区規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十条の四第一項」に改める。

付 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都
北区規則で定める日を定める規則を公布する。

令和五年二月十六日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第四号

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和二年五月東京都北区条例第二十一号）付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日は、令和五年五月七日とする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則の廃止）

2 東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則（令和四年十二月東京都北区規則第九十六号）は、廃止する。